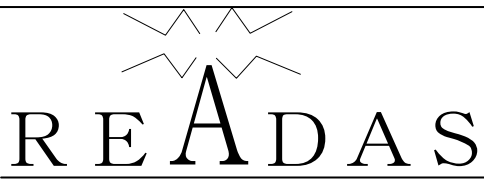


第 5362 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年12月3日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 新設法人のマイナンバー

Q：新設法人のマイナンバーはいつごろ通知してもらえるのでしょうか？

A：次のとおりとなっています。

【解説】

国税庁のホームページでは、マイナンバーの通知時期について、次のように回答しています。

① 設立登記法人

設立登記が完了後、一週間程度になります。

② 設立登記が不要の法人

新たに設立した登記のない法人については、原則として、税務署へ申告書・届出書を提出した日から、次の通知書発送予定日のおり、法人番号指定通知書を発送される予定です。

・平成27年12月1日から平成28年1月5日
→平成28年1月14日

・平成28年1月6日以降→申告書・届出書の提出後、1週間以内

なお、法人番号の指定に係る審査に一週間以上の時間を要する場合がありますので、その場合には、審査終了後、速やかに、申告書・届出書に記載された主たる事務所の所在地に通知書を発送します。

通知は、設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に送付されます。

